習志野市公園・緑地・緑道等維持管理標準仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項

ととする。

- 1. 1. 1 適用範囲
 - 1) この仕様書は、習志野市公園緑地課が発注する公園・緑地・緑道等委託作業に適用する。
 - 2) 委託作業は、それぞれの種別に応じ、本仕様書に定める 仕様に従い履行する。
 - 3) この仕様書に定めのない事項については、「千葉県土木 工事標準仕様書」の定めた仕様にもとづき履行する。
 - 4) 本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なる場合は、特記 仕様書の定める仕様にもとづき履行する。
 - 5) 維持管理とは、土地の形質及び施設の維持を図ると同時に その機能を保全・育成・増進する行動である。

そのため、受託者は公園施設について全体の現状把握をし、その施設利用者に対し、安全で快適な利用が図られるような対応が必要であり、現況調査報告書を監督員に提出するものとする。したがって、受託者は常に巡回・点検・応急処置等に着目点を置き、施設内及び近隣住宅地等に充分な配慮をし、何の為の維持管理なのかを念頭に置き、利用者等の立場に立ち作業にあたるこ

1.1.2 造園施工管理技士の配置

本業務を遂行するに当り、受託者は本意図を十分理解した上で、経験 のある業務主任技術者を定め、かつ、適切な人員をもって公園の適正管理に努めるものとする。なお、業務主任技術者は、造園施工管理技士の資格を有する者とし、第1章第1節1.1.6関係書類の提出時に資格証の写しを添付すること。

1. 1. 3 費用負担

材料、作業の検査、および官公署等への届出手続に必要な費用は受 託者の負担とする。

1.1.4 法令等の遵守および手続の代行

- 1) 作業遂行にあたっては関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗をはかること。また、官公署等への必要な届出手続等は速やかに処理しなければならない。
- 2) 作業施行に関して、関係官公署、付近住民、利用者等と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、その内容を聴取し、 速やかに監督員と協議し、その決定に従い実施する。

1.1.5 軽微な変更

現地の状況などにより、作業位置、方法、内容等を多少変更するなど の軽微な変更は監督員と協議の上実施する。

1.1.6 関係書類の提出

受託者は、業務委託契約等に係る関係書類作成要領に定める、様式 1「公園、緑地等管理業務における提出書類一覧表」に基づき、監 督員が指示する期日までに関係書類を提出し、承認を受ける。

1.1.7 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈および細目については監督員の指示に従う。

第2節 着 手

1. 2. 1 作業の着手

作業の着手は原則として、契約期間開始日よりすみやかに行なう。 ただし、作業内容により時期が指定されている場合は監督員の指示に 従う。

1.2.2 作業計画書等の提出

受託者は、様式2「作業計画書作成要領」に基づき、<u>作業の着手に先</u>立ち作業計画書を監督員に提出する。

第3節 委託作業の適正化

- 1. 3. 1 作業管理
 - 1) 受託者は<u>毎月ごとの月別作業計画</u>を作成し、<u>事前に監督員</u> に提出し、承認を受ける。
 - 2) 受託者は作業計画書により適正な作業管理を行なうものとする。
 - 3) 現行の<u>作業計画書に変更が生じた場合</u>は、その都度<u>変更し</u> た作業計画書を提出して監督員の承認を受ける。

1.3.2 履行についての事前協議

<u>履行時期の定められたもの</u>、および<u>履行時期を逸すると効果の期待出</u> <u>来ない作業(雑草防除、消毒等</u>)については、監督員と事前に協議し、 作業を進める。

1.3.3 材料一般

作業用材料は、すべて監督員の検査を受け、合格したもののみ使用し、検査に不合格のものは、直ちに搬出する。

1. 3. 4 支給材料

- 1) 受託者は、支給材料を受けるときは「支給材料請求書」の 提出その他所定の手続きをとる。今年度は、芝の目土用にスラ グを支給する。
- 2) 受託者は、支給材料を支給場所から現場に運搬し、適正な 管理のもとに保管する。

1.3.5 発生材の処理

- 1) 習志野市クリーンセンターに搬入する<u>運搬車両一覧表をあらかじめ監督員に提出</u>する。又、<u>運搬車両のフロント及びリアーには習志野市公園・緑地・緑道・街路樹等管理運搬車と会社名を記載したステッカーを貼り</u>車両区別の明確化を図る。
- 2) 発生したゴミ(紙屑、ペットボトル、ビン、缶、タバコの吸殻、落葉等)は習志野市クリーンセンターに運搬し、事業系(有料)のゴミとして処分する。又、一般廃棄物計量票の数量を確認し、「発生材報告書」に記入し、監督員に提出する。
- 3) 除草及び芝刈りによる発生材は、習志野市クリーンセンターに運搬し、事業系(有料)のゴミとして処分する。又、一般廃棄物計量票の数量を確認し、「発生材報告書」に記入し、監督員に提出する。
- 4) 中低木剪定から発生した剪定枝は、習志野市クリーンセンターに運搬し、事業系(有料)のゴミとして処分する。又、一般廃棄物計量票の数量を確認し、<u>「発生材報告書」に記入し、</u>監督員に提出する。
- 5) 高木剪定は、公園緑地課が発注する公園、緑地、緑道等委託作業から発生するすべての<u>剪定枝の処分方法を、地球温暖化</u> 防止に伴うCO2削減を目的とした減量化を行うため以下のとおりとする。
- 6) <u>幹材等は枝葉をそぎ、一辺の長さが概ね50cm以下になるように切断し集積する。</u>尚、幹枝は<u>枝葉をそぎ、長さを概ね50cm以下に切断し、習志野市クリーンセンターに運搬、公共系(無料)のゴミ</u>として一般廃棄物計量票の数量を確認し、指定された置場に集積した後、「発生材報告書」に記入し所定の手続きをする。又、集積方法は散乱しないように人力にて適正に集積することとし、万一散乱した場合は受託者の負担において手直しする。

7) 公共系 (無料) のゴミの処分方法

① 事前の連絡

作業当日の指定した時間迄に公園緑地課へ業者名、搬入日時、 作業場所、剪定樹種、搬入予定台数等を連絡する。

② 計量室での確認

剪定枝の搬入にあたり、習志野市クリーンセンターの計量室 にて、口頭により業者名、作業場所を報告する。

③ 計量室での判断

運搬車両に受託者の会社名ステッカー等の不備や、公園緑地 課へ事前の連絡がない場合は、事業系(有料)のゴミの取り扱 いとなる

4 確認調査

市監督員は、受託者が剪定枝を運搬処分する乾燥ストックヤードを、不定期に立入り確認調査をする。

尚、<u>受託者が、公園緑地課発注の委託業務以外からの枝葉等</u> <u>を運搬し違反した場合は、以後一切公共系(無料)の使用が出来なくなる。</u>

1.3.6 作業用機械器具等

作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用する。 また、現場条件により、機械器具等を変更する場合は必ず監督員の 承認を受ける。

1.3.7 管理作業上の安全対策

- 1) 公園の管理作業は通常の公園利用と平行して行われることから、利用者の安全確保は履行管理上重要な視点となり、管理作業においては事故等発生可能性のある 以下の危険性等について最善の対策を講ずるものとする。
 - ① 剪定枝等の落下
 - ② 草刈、芝刈機械等による、砂ほこりや石等の飛散
 - ③ 車両の運転や機械の操作ミス

- ④ 作業機械や薬剤等の危険有害物との接触
- ⑤ 作業区域内への立ち入りによる転倒、転落等

これらの事故を未然に防ぐためには、「履行管理」、「安全管理」 は十分配慮することは元より、<u>強風時等の悪天候</u>での草刈りや剪定、 消毒作業等は特に<u>公園利用者の安全を確保する為、これらの作業は</u> 原則行わないものとする。

又、作業の実施にあたっては、様式3、様式4の安全管理用具、標識 及び作業標示板を設置し、作業関係者以外の者及び車両等が立ちい ることのないよう柵、又はこれに類するもので他と明確に区分し、来園 者等に危険のないよう十分注意して行なう。

- 2) 作業の実施にあたり、<u>施設、樹木等を損傷しない</u>よう十分注意して作業する。万一、<u>損傷した場合は受託者の負担で原</u>形に復旧する。
- 3) 受託者は、人身事故、災害または第三者に損害を与える 事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発 生の原因、経過および事故による被害の内容等について、遅滞 なく監督員に報告し、その賠償の責を負わなければならない。

1. 3. 8 実施記録写真

受託者は、実施記録写真の撮影を作業ごとに、施行状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受ける。写真はカラーとし、原則として作業の実施前、実施中、実施後、の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影する。

特に公園等の出入り口の刈込写真は、全て撮影し別冊にて管理・報告・提出すること。また、作業の全体が把握できるように部分写真のみでなく全景写真もそれぞれの工種ごとに撮影し添付すること。

1.3.9 照明灯点検

受託者は、各受託範囲に設置されている照明灯の点灯状況を年に 3回以上の確認を行うこと。点検時期については、4月・8月・1 2月を標準とするが、必要に応じ、または監督員からの指示に応じ て変更することとする。緊急の対応が必要な場合にはただちに公園 緑地課に連絡し、通常の対応でよい場合を含めて報告書を回数ごと に作成し提出すること。

1.3.10 作業の確認

<u>受託者は作業工程の各作業が終了した時は、監督員の確認を受け</u>なければならない。

第4節 完 了

1.4.1 後片付け

受託者は作業の完了後、速やかに資機材等を撤去し、後片付けをする。

1.4.2 作業の完了

受託者は作業の完了後、速やかに書類を点検整理し、監督員に 提出する。また、出来高管理図表を作成して、監督員の承認を受け ること。確認されない場合には、支払いを延期する場合があるので 注意すること。

1. 4. 3 完了検査

受託者は、「公園、緑地等管理業務委託確認検査要領」に準じ検査を行う。

第2章 園地管理

第1節 清 掃

- 2. 1. 1 園地•芝生地等清掃
 - 1) 園地等の、ゴミや、<u>石ころ</u>、<u>コンクリート塊</u>、<u>アスファルト塊</u>等の夾雑物等を取こぼしのないよう、ほうきや熊手を使用し、きれいにかきあつめ、習志野市クリーンセンター及び(仮称) 茜浜一般廃棄物最終処分場に運搬し処分する。尚、<u>ブロワー等の清掃用機械を使用する場合は監督員と協議すること。</u>この項目に関しての苦情が多いので、特に注意を要する。
 - 2) U型溝、L型溝、雨水桝、水飲みの排水桝等に溜ったゴミ、 土砂等は入念に取り除き、排水は常に良好に保つ。落葉時には 特に注意して、確実に行うこと。特に、桝については、<u>開けた</u> 形跡が確認できない・

<u>底に草が生えているなど実作業に疑問を感じかねない事象を確</u> 認した経緯があるので、注意を要する。

- 3) 砂利道はゴミ及び雑物等を取り除いた後、通行者により両側に散乱した砂利をほうき、熊手などにより中央に戻すようにし、むらのないよう均一に均す。
- 4) 可燃性ゴミと不燃性ゴミに分け、不燃性ゴミについては「ビン・缶」「ペットボトル」「その他」に分別し、習志野市クリーンセンターに運搬し処分する。
- 5) 落葉、枯枝、枯草等についても、原則、搬出処分とする。 ただし、監督者からの指示があった場合は植込地内に還元する 場合もある。
- 6) <u>園地内の案内看板や注意看板を入念に清掃する</u>。木製の看板の破損したものや板だけのものは<u>回収、処分</u>すること。この項目についても、実施されていない個所が多く、苦情につながるので注意を要する。
- 7) 砂場や遊具周辺は、特に危険な夾雑物や犬、猫のフン等を レーキ等で取り除き入念に清掃する。
- 8) 池や流れ等の水面に浮遊する落葉、ゴミ、空缶等の美観を

損ねるものについては、取り除き処分すること。

2. 1. 2 植込地清掃

低木内のゴミや落葉、及び夾雑物等は低木類をいためないよう特に注意して清掃をする。

第2節 除草•草刈

2. 2. 1 適正な時期

雑草防除計画は原則的に以下の通り実施するものとし、各作業は実施月以内を厳守とする。

- 1) 1回実施月…7月
- 2) 2回実施月…5月、7月
- 3) 3回実施月…5月、7月、9月
- 4) 4回実施月…5月、7月、9月、11月
- 5) 5回実施月…5月、7月、8月、9月、11月
- 6) 6回実施月…5月、6月、7月、8月、9月、11月
- 7) 7回実施月···4月、5月、6月、7月、8月、9月、 11月
- 8) 8回実施月···4月、5月、6月、7月-1、7月-2、8月、 9月、11月
- 9) 9回実施月···4月、5月、6月、7月-1、7月-2、8月、 9月、10月、11月
- 10) 10回実施月···4月、5月、6月-1、6月-2、7月-1、 7月-2、8月、9月、10月、11月

2. 2. 2 人力除草

除草作業は<u>適正な時期(開花期)を勘案</u>し、手抜き及び除草ホークなどにより、<u>根ごと取除く。</u>

2. 2. 3 草刈り

- 1) 草刈り作業は<u>適正な時期(開花期)を勘案</u>し、現場状況にあわせ人力(カマ刈り)、機械(肩掛け機、ロータリーモア、ハンドガイド式など)を適宜組み合わせ地際より刈り取る。尚、作業中、<u>飛び石等の安全対策を</u>講ずる。
- 2) 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう<u>均一平坦に地際</u>から刈り取ることを原則とする。但し、 急斜地については、監督員と事前に協議し作業を進める。
- 3) 樹木、株物、柵等の周囲も刈り残しのないよう仕上げる。 また、それにからんでいる<u>つる性雑草(ヤブガラシ、クズ等)</u> も極力、球根を除去する。
- 4) 刈り取った草は、原則、<u>その都度搬出処分</u>するものとする。 また散乱防止等に充分に注意するものとし、<u>刈り跡はきれいに</u> 清掃する。

第3節 芝 地 管 理

2.3.1 刈込

- 1) 刈込みは、芝生地にある樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈残しのないよう<u>均一平坦に刈り込む</u>。
- 2) 刈込み高は原則2cm程度とする。
- 3) 刈りとった芝の<u>サッチ処分</u>は、草刈りの場合と同様とし、 **刈り跡はきれいに清掃**する。
- 4) 縁切りは、対象潅木施設等にほふく茎が侵入しないよう、 潅木類にあっては、樹冠より10cm内外の幅で垂直に切り込む。 尚、<u>ほふく茎が侵入している場合は、その除去を行う</u>。

2.3.2 適正な時期

刈込計画は原則的に、第2章園地管理第2節除草・草刈2.2.1 適正な時期と同様とする。 2.3.3 施肥

所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

2.3.4 除草

- 1) 芝生をいためないよう、<u>除草ホーク等を使って</u>根ごと取 除く。
- 2) 抜き取った雑草の処理については、草刈りの場合と同様 とする。また、除草跡はきれいに清掃する。

2.3.5 目土掛け

- 1) 目土は土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混入する。
- 2) 目土用土は指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均 ーに十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正 を勘案しながら行なう。

2.3.6 補 植

- 1) 補植箇所を大きめに形を整えて切り取り、床土を交換したうえ、沈下防止のためよく転圧する。
- 2) 張り芝にあたっては、周縁の高さとなるよう調整し、転 圧、目土を施し、よく潅水する。

2.3.7 巡回

芝生地を定期的に巡回し、<u>芝生面に窪み、穴等の危険箇所を発見した場合、砂等を充填し、安全対策を講ずる</u>とともに、遅滞なく監督員に報告する。

第3章 樹木管理

第1節 高木剪定

- 3. 1. 1 剪 定 (公園·緑地·緑道等)
 - 1) 剪定は、樹形の骨格作りを目的として行なう基本剪定とし、主に<u>人工樹形の切詰め剪定</u>にて各樹種の特性に応じた最も 適正な樹形に整える。
 - 2) 剪定する樹木は監督員の承認を得てから実施するものと し、また、監督員より別に樹木剪定の指示があったときは、た だちに作業を行なう。
 - 3) 主として剪定すべき枝
 - ① 枯 枝
 - ② 成長の止まった弱小の枝 (弱小枝)
 - ③ 著しく病虫害におかされている枝 (病虫害枝)
 - ④ 通風・採光・架線・人車の通行・隣接家屋への接触など障害と なる枝(障害枝)
 - ⑤ 折損によって危険をきたす恐れのある枝(危険枝)
 - ⑥ 樹冠、樹形、成育上不必要な枝(冗枝・ヤゴ・胴ブキ・徒長枝・カラミ枝・フトコロ枝・立枝等)
 - 4) 剪定の方法
 - ① 一般事項
 - ・樹木の剪定は特に抑制・障害管理を目的とし、切詰め剪定にて人工樹形仕立てとする。
 - ・ <u>下枝の枯死を防ぐため原則として上方を強く、下方を弱く剪定</u>する。
 - ・<u>太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないよう切断予定箇所の数 10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ切返しを行ない切除する。又、太枝の切断面には腐朽菌侵入防止の</u>為、所定の薬剤にて防腐処理する。
 - ② 切詰剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上で剪定する。この場合定芽は、その方向が樹冠を作るにふさわしい枝

となる向きの芽(原則として外芽、ヤナギなどは内芽)とする。

③ 切返し剪定

樹冠外にとびだした枝の切り落し及び樹勢を回復させるため樹冠を小さくする場合などに行ない、剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取る。

骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生している場所を見つけ、その部分から 先端の太枝を切取る。

④ 枝抜き剪定

混みすぎた部分の中すかしのため、及び樹冠の形姿構成上不必要な枝(冗枝)等をその枝の付け根より切取る。

⑤ 人工樹形の仕立て方

習志野市街路樹維持管理標準仕様書を参考とする。

第2節 低木刈込み剪定

- 3.2.1 低木手入れ
 - 1) 樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行なう。その他は3.1.1高木剪定に準ずる。
 - 2) 公園等の出入口は視認性を確保する為、出入口左右の幅各3.5m以上の植込地を、<u>高さ約70cm以下に刈込む</u>こと。 又、計測器具(スタッフ等)を用い、出入口周辺の刈込写真を撮影すること。尚、現場の条件により範囲を広げる等の必要がある場合は監督員と協議すること。<u>写真はすべての出入り口を撮影し、別冊で監督員に提出すること。出入り口の刈込は、年2</u>回とし、1回目は5月から6月、2回目は9月から10月とする。
 - 3) 報告書は各公園ごとに、住宅地図や見取り図などに出入 口番号を明記し、作業後の写真を番号順にまとめ、年2回速やか に監督員へ提出すること。
 - 4) 出入口付近が盛土等の特殊な形態になっている場合には、 別途監督員と協議し、その指示に従う事。

3. 2. 2 生垣手入れ

- 1) 冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行なった後、一定 の幅を定めて<u>両面を均一に刈込み、天端を水平・平坦にそろえ</u> る。
- 2) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行なう。 枝の結束にはシュロ縄を用いる。
- 3) 1回目の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込 みをとおして、徐々に刈地原形に仕立てていく。

3.2.3 刈込み、玉物刈込み

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしをおこない、刈地原形を十 分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝の輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。 また、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性 に応じ、十分注意しながら芽つみ等を行なう。
- 3) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分 考慮しつつ刈込む。また植込み地に入って作業する場合は、踏 込み部分の枝葉を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝返し を行なう。
- 4) 刈込みの形状については、監督員と協議した後に実施する。
- 5) 刈込み内に自然発生した異種の樹木は根から取り除く。

第3節 花木手入れ

花木類は特に花芽の分化時期と着生位置に注意し主体的・生理的な知識をもって適切な技術を駆使して作業を行う。

第4節 施 肥

定められた施肥量や、施肥の種類(寒肥、追肥等)は、各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう適期や施肥方法について監督員と協議する。

3. 4. 1 高木施肥

1) 輪肥(わごえ)

樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm内外の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。 溝掘りの際、特に支根をいためぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。

2) 車肥(くるまごえ)

樹木主幹から車輪の輻(や)のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広くかつ深く溝を掘り(原則として4ヵ所)、溝底に所定の肥料を敷込み覆土する。溝の深さは20cm内外、長さは葉張りの1/3内外とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘る。

3) 壺肥

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に立て穴を掘り(標準6ヵ所)底に所定の肥料を敷込み覆土する。 立て穴の深さは20cm内外とする。

4) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り 外周線の不明の樹木については、樹幹中心より根もと直径の5 倍の位置にくるように掘る。

3.4.2 生垣施肥

- 1) 寒肥は、生垣の両側に立て穴を1ヵ所づつ計2ヵ所1本 ごとに掘り、 底に所定の肥料をいれ覆土する。立て穴の深さは 20cm内外とする。
- 2) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm内外の溝を掘り、 溝底に所定の肥料を敷込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量

を増減する。

3) 立て穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外側とする。

3. 4. 3 低木施肥

- 1) 1本立ちおよび小規模な寄せ植えの場合輪肥、壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準ずる。
- 2) 列植の場合 生垣施肥に準ずる。
- 3) 群植、大規模な寄植えの場合

有機質肥料については、1 m³当たり3ヵ所の立て穴を掘り、底に所定の肥料をいれ覆土する。化学肥料については、植込み内に均一に散布する。

第5節 樹木潅水

(気候条件により必要な都度行うものとする。ただし、異常気象に ついては除外する。)

3.5.1 潅水作業

樹木に対する潅水は、土壌状態を考慮し、無駄なく、しかも時期 を失しないよう、監督員と連絡を密にして行う。

3.5.2 葉面散水

葉面上の粉塵などを洗い落すよう前後表裏方向を替えて水を吹き付ける。

3. 5. 3 地表潅水

根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とし、深さ15cm内外の水鉢を作り、指定量の水を潅水する。

3.5.4 地中潅水

根元周囲に潅水用の縦穴がある場合には、縦穴より潅水を行なう。 水 は指定量を数回に分けて、潅水する。

第6節 支柱直し

- 3.6.1 控木取替え
- 1) 在来の控木及び添え木の取外しは樹木を損傷しないよう 注意し、根元より完全に引抜く。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛 引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様とする。
- 2) 控木の再取り付けについては、市監督員と協議すること。

3.6.2 結束直し

在来の杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないようてい ねいに取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉 皮を巻き、しゅろ縄で結束する。

第7節 枯損木撤去・間引き等の処理

3.7.1

枯損木等の伐採にあたっては、周辺樹木、施設物等に損傷しないように注意深く行なう。また、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護措置をとる。

3.7.2

<u>切株は出来るだけ地際より処置</u>する。<u>危険な場合は手直しをお願</u>いする場合がある。

3.7.3

伐採した樹木は第1章第3節1.3.5発生材の処理によるものとする。

第8節 薬剤散布

3.8.1

薬剤の使用に関しては、農薬取締法や食品衛生法(ポジティブリスト制度)などの農薬関連法規およびメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。また、作業はなるべく涼しく、利用者の少ない朝夕の時間を選び、2~3時間で作業を交代する。

3.8.2

散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを、枝葉の表裏 両面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。ボタボタ と水滴が落ちるほど散布してはならない。

3.8.3

散布の際は、隣接家屋、住民、公園等利用者および池や流れの魚などに対する安全を確認する。その後、噴霧液が作業者にかからないよう、また吸入しないよう注意し、風下から風を背に受ける形で、風上に向かって歩くように散布する。

3.8.4

雨模様のときや、あまりに日照りが続いたときおよび強風のとき は、作業を控える。

3.8.5

使用する薬剤は、有機リン系農薬以外のものや、環境を考慮した ものなどを含め積極的に取り入れて実施するものとする。なお、使 用する薬剤は市監督員と協議すること。

3.8.6

作業範囲を明確にし、薬剤散布地域をバリケードやロープで囲い、 制札板を掲げ、散布当日は作業関係者以外の立入りを禁止する。又、 事前周知のお知らせの配布や予告看板等の設置を行うものとする。

3.8.7

<u>薬剤散布後の公園・緑地・緑道等に落ちた病害虫の清掃を行う</u> <u>ものと</u>

<u>する。</u>

第4章 草花管理

第 1 節 材料一般

<u>花苗は鉢径が10.5cmのポット苗</u>とし、発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な型姿のものを使用する。球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。又、花苗は<u>事前にすべて監督員の検査を受け合格したものの</u>み使用する。

第2節 地ごしらえ

4. 2. 1

古株雑草等は手抜きにて根より掘り起こし、土を払った後、習志野市ク リーンセンターに運搬処分する。又、一般廃棄物計量票の数量を確認し「発生材報告書」に記入し所定の手続きをとる。

4.2.2

花壇面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘り起こし、よく 反転し た後大きいゴロ土やゴミなどを取り除き、凹凸のないよう 一様にならす。 尚、土壌の酸性度調整(石灰等)も併せて実施す る。

4.2.3

肥料を施肥する場合は、指定の施肥量を、花壇面に一様に撒き、 レー キなどにより床土とよく混合する。

第3節 植え付け

4.3.1

<u>植え付けは監督員の指示するデザインに従い</u>、花壇面にあらかじめヒモまたは石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむ

らのないよう、確実に植え付ける。

4.3.2

植え付け後、よく潅水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植直しをする。

第4節 除草・潅水

4.4.1

除草及び潅水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期 を失 しないよう、監督員と連絡を密にして行なう。

4.4.2

除草は花苗をいためないよう、手抜きにて、雑草だけを根から抜き取る。この際、花苗の根が浮き上がっているものは植え直しする。

4.4.3

潅水は花苗をいためないようていねいに行ない、根に十分水が行き渡るよう浸透させる。

第5節 施肥

4. 5. 1

元肥は、花壇面に指定の施肥量を均一に撒き、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。

4. 5. 2

追肥は肥料の種類及び植物の成育状況に応じ、監督員と協議のうえ、最も効果的な方法により行なう。

第6節 その他

花壇縁取り及び修景用低木、花木等は第3章 樹木管理に準じる。

第5章 施設等管理

第1節 くず入れ清掃

5. 1. 1 くず入れ清掃

くず入れの中のゴミは、可燃物と不燃物に分け搬出処理する。そ の際、くず入れからこぼれているゴミもきれいに取り除くこと。

第2節 池等清掃

5. 2. 1 池・流れ・水辺地清掃

池、流れ、水辺等の清掃にあたっては水を抜き底の汚れや藻等を 高圧 洗浄やブラシ等でていねいに取り除く。取り除いた土砂やゴ ミ等は1ヶ所にまとめて、市の指定する場所に処分すること。

第3節 砂補充・ダスト補充

5.3.1 砂補充

砂場の補充は、決められた期間のほか、監督員の指示に従い行なう。砂は良質の川砂を使用し、石や貝殻ゴミ等不純物が混じっていてはならない。砂場にガラス、石等危険物や犬、猫のフンがあった場合、補充前に必ず振るいがけをし、取り除いておくこととする。補充方法としては、はじめに、既存の砂の天地返しを行った後に、新しい砂を入れ、レーキ等で敷き均しをする。

5.3.2 ダスト補充

- 1) ダスト補充は公園内の不陸整正を目的として行なう。特に遊具下、園路の穴等危険が認められる場合は速やかにおこなう。
- 2) 補充にあたっては、ダストをていねいに敷均したのち<u>塩</u> <u>化カルシウムを散布</u>し、振動ローラー、ハンドローラー、タン パ等現場に合った機械で十分に転圧すること。

第4節 菖蒲田管理

5.4.1

本市の公園(香澄公園、森林公園、実籾本郷公園)にある花菖蒲園は明治神宮御苑から株分けを受けたものであり、毎年多数の市民が観賞を楽しみにしている所であります。管理にあたり<u>花菖蒲の特殊性について特性を充分考慮した上</u>で、適切な管理を行う為、受託者は<u>別途花菖蒲管理計画書を作成</u>し、監督員の承認を受ける。

5.4.2 除草

- 1) 雑草は、根よりていねいに手抜きにて抜取り、すみやかに処理する。 又、<u>地下茎のチガヤ、アシ、ガマ等はスコップ</u>やクワ等を用い、根より丁寧に取除く。
- 2) 雑草防除後中耕作業を行う。

5.4.3 株分け

- 1) 花後の株分けは、茎部を傷つけないよう掘り上げ、古土を落し、古根、古茎を切り捨て株分けする。株分けに際しては切り口をなるべく小さく、どの株にも均等に根がつくよう、手際よく行なう。なお、株の調整にあたっては、草たけ 1 / 2 ~ 1 / 3 の葉を落とす。
- 2) 休眠期の株分けは、掘り上げた株を新しく分けつした芽 を5~7芽含むよう適当な大きさにはさみ等で切り分ける。

5. 4. 4 病虫害防除

- 1) 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法等の農薬関連法規 及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守す る。
- 2) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面 に細かい水滴がつく程度にむらなく散布する。
- 3) 散布に際しては、風下より、背を向けて風上に歩くよう

に散布する。また、来園者をはじめ周囲の対象物以外のものに かからないよう、万全の注意を払って行なう。

5.4.5 施肥

花菖蒲は、養分吸収力の強い植物であり、同一の場所で連作して長期的に及べば、当然養分の不足が起こり、株張りや、花付が悪くなる、花菖蒲に対する施肥は、鑑賞に耐え得る花を育てるために欠かせない作業である。

花菖蒲に用いる肥料は、肥効の長続きする遅効性の菖蒲専用肥料と、速効性の化成肥料を適当に加えて与えるようにする。

施肥の時期は、冬季の元肥、春季の芽だし肥、秋季の追肥等、その生育と 季節に応じた分与する。

施肥の方法は、所定の量を花菖蒲の根に直接触れないように株間に溝堀りをして施して埋め戻す。

5.4.6 畦づくり

菖蒲田周囲の畦は常に清掃し、水はり時期には畦塗りをし、水の循環を 良好に保つものとする。

第5節 バラ管理

5.5.1 剪定の方法

- 1) バラの剪定は立派な株をつくり、より良い花を咲かせる 為に欠くことの出来ない作業であり、一般的に春の芽吹き前と 夏の終りの頃の年2回行う。
- 2) 剪定はバラの生育状態によって強弱のつけ方が異なり、 春の剪定では、枯れ枝や細かいひ弱な枝、病虫害に冒されてい る枝をつけ根から切り落とし、枝の中心部に向って生えている 懐枝、互いに交差している絡み枝を取除き、全体として盃状の 形になるよう剪定する。

また、シュート(徒長枝)の処理については、伸び始めた時期、 位置、太さ等によって処理方法も異なるが、将来の株の樹形を つくり上げる大切な主幹となるので大事に取扱う。なお、枝に ついている芽のうち、充実した外芽の上で切る。

5.5.2 摘蕾

立派な花を咲かせる為に特に充実したつぼみだけを残して、生育 の良くないつぼみや脇から出てきたつぼみを摘む。

5.5.3 摘実(花殻切り)

花の開花後に花殻をいつまでも残しておく事は美観上見苦しいばかりでなく、木に余計な負担を与え、次に出てくる芽の伸長を遅らせることにもなり、好ましい事ではない。花が咲き終わったら速やかに枝と一緒に花殻を取除かなくてはならない。

枝の切り方は花の方から数えて本芽を2~3枚程つけて切るが、 剪定 のときと同様、次に出る芽が外側に向くよう、葉が外側に向 いて出ているすぐ上のところで切除する。

5.5.4 中耕と除草

- 1) 中耕は地表面を5cm程柔らかく耕すことを言い、土中の 通風と排水を良くする効果がある。また、病原菌や害虫が越冬 しやすい枯れ葉や雑草を取除き、バラ床を常に清潔に保つ。
- 2) 除草は年間を通して雑草を除去するもので、養分や水分を雑草に取られることを防いだり、通風を良くして病気や害虫の発生を抑え、被害を少なくする効果があるので中耕と除草を組み合わせて行う。

5.5.5 施肥

一般的に春から秋まで引き続いて成長するため、肥料切れを起こさないように的確に与える。冬季に元肥として、骨粉、油粕、硫酸カリ等を混合したものを施し、追肥としては、速効性の硫安、過リン酸石灰、硫酸カリ、化成肥料等を与える。

5.5.6 病虫害防除と時期及び方法

1) バラにつく病虫害は非常に多く、バラのみが加害されるものがいくつかある。また、バラの病虫害の大部分は増殖、伝染するものが多く、放置しておくと次々と健全なバラも侵されてしまう。

バラにおける病虫害防除は、その予防と共に初期発見と、 迅速な対応処置が最も重要である。さらに、バラの病虫害防除 にあたり注意する点は、若芽が軟柔な時期は薬害が生じやすい ので、薬剤散布にあたっては、薬剤の種類、使用濃度、散布量 及び頻度、散布時期等に特段の慎重が必要である。

2) バラを美しく咲かせ、特に健全に保つ為に年間を通して薬 剤の散布は欠かせない。

開花前に、ウドンコ病、チュウレンジ蜂、アブラムシ、スリップス等の病虫害を防除する為の薬剤散布が必要である。開花後は初夏から夏季剪定の前までは高温多湿であり、黒点病やダニ類が多発する他、数々の病虫害も活発に活動する時期であり、週1回程度は各種薬剤をしなくてはならない。

また、9月下旬から10月中旬頃までは、日中温度が高くても夜間は急激に気温が低下し低温多湿を好むべト病等が発生する。冬季は12月から翌年2月にかけて萌芽後発生する。病虫害の越冬源を殺滅する為、石灰硫黄合成を散布または、枝幹に塗布する。

第6節 フジ管理

5.6.1 フジ管理

1) 剪定

- ① 夏の剪定は樹形の骨格を作ると同時に花芽をたくさん付けさせる目的で行う軽い剪定を行う。
- ② 翌春咲く花芽が形成されるのは7月下旬から8月上旬なので、伸びる 勢いの強い枝があれば7月上旬頃につるの先端を切るか手で摘み取り、

- つるがそれ以上長く伸びないようにし、また日光が十分株の内側まで 当たるように込み合った枝を切って整理する。
- ③ 冬の剪定は落葉期に行うのが基本で、樹形をバランスよく整えるのが 目的であり、長く伸びすぎた枝や花芽の付いてない枝を切り樹形を整 える。

2) 施肥

- ① 休眠期に寒肥を施す。
- ② 花後にお礼肥を施す。
- ③ 秋の彼岸過ぎに秋肥を施す。
- ④ 施肥は有機物で、リン配分の多い肥料とする。チッソ分が多いと花付きが悪くなるので注意。

3) 消毒等

- ⑤ マイマイガ等の幼虫による葉の食害に注意し散布する。
- ⑥ 根頭がん腫病やこぶ病にかかった株は、拡がらない様に早期に切り取る。
- ⑦ ハマキムシやコガネムシなどの害虫が発生するので、見つけ次第駆除する。

5.6.2 下垂型植物の仕立て

- 1) 枝垂ウメ、枝垂サクラ等の下垂植物は、古来から風流な夕陽木として親しまれ、 形が良く独立して景をなすよう適切な技術を駆使し作業を行うこと。
 - ① 真立て …添木等により真を立てながら雲流型に仕立てる。
 - ② 方杖 …傾斜した幹や横架した大枝、下垂した大枝等の保護を景に配慮し設置する。
 - ③ ばちあて…大きな広がりのあるよう大枝を人工的に竹等によりばちをあて、枝を四方に広げるよう矯正方法を行う。

第7節 その他

- 5.7.1 その他
 - 1) 公園等施設内で何らかの異常(遊具等施設の破損、樹木の枯損・倒木・病虫害・腐朽菌等)を発見した場合は、即座に監督員に報告すると共に、その指示をあおぐこととする。
 - 2) 強風(台風等)の災害時、風倒木による災害が発生した場合、すみやかに復旧できるよう監督員と協議し、風倒木の撤去又は、立直し等作業を行う。
 - 3) 不審物の発見

公園内清掃等において不審物等を発見した場合は直ちに監督員に報告すること。

- 4) 不陸整正
 - ① ブランコの踏み板の下部や、その他利用過多により生じた凸凹は、監督員の指示に従い所定の高さにならす。
 - ② 遊具等のコンクリート基礎の露出箇所は、清掃時にレーキなど かきならし、天端の高さに合わせて土砂により埋め固めること。
- 5) 砂場ふるいがけ清掃

砂場表面より30cm程度掘り起こし、細目のふるい等により金属、ガラス、石等危険物や、犬、猫のフンを除去し、充分日光消毒を行った後、レーキ等により凸凹がないよう整地するものとする。

- (6) 山刈川
 - 刈は山林地内の下草等を、カマ、その他機具を用いて刈り取るもので、 刈り高は監督員と協議する。
 - ② 作業は植物保護等に充分留意し、又、傾斜地の作業に当たり安全を図ること。
- 7) 公園等管理作業お知らせ看板
 - ① お知らせ看板の張り替えを行うこと。
 - ② 看板が損傷している場合は、ただちに修復すること。
- 8) 水草刈

池や流れ地内のガマ、ヨシ、その他の水草をカマ、その他の機具を用いて刈り取ること。刈り高は市監督員と協議すること。

9) 視認性の確保

出入口端から両側概ね3,5メートルに亘り樹木の高さを70センチメートル以下に刈込むこと。

10) 要望・苦情

市民からの要望、苦情等の処理に係ることについては、必ず予定日、実施日、完了の報告を行うこと。